



EU、加盟国、そして地域

公益財団法人 国際通貨研究所
特別研究員 小林 敏雄

EUは超国家機関と言われる。欧州単一市場の形成、単一通貨ユーロの導入と
いった過程で、加盟国はそれぞれが本来持っていた主権をEUに委譲してきた。
EUと加盟国との権限分配に関しては、第一に、共通通商政策、ユーロ圏におけ
る金融政策など条約でEUに加盟国が排他的に権限を委譲したものがある。第二
は、EUと加盟国が権限を共有する分野であり、ここではいわゆる「補完性」の
原則が適用され、「加盟国の中央政府、地域、あるいはローカルレベル」では十
分政策目的が達成されない場合にEUレベルで権限を行使するとされている。こ
の規定は、EUの権限を制限する方向にも拡大する方向にも働く。最近ではEUレ
ベルで行われる分野が増えているようである。EUの資料によると、関税、競争
政策等に加え、エネルギー、環境、商品安全、公衆衛生等32分野で3000もの
EUレベルでの規制がある。ユーロ圏のソブリン危機を契機に、銀行監督統一の
仕組みづくりが具体的に動き出し、更に財政政策の統合まで課題として浮上し
ている。EU各国少なくともユーロ圏加盟国は、ユーロ崩壊という事態を避ける
ためには更なる主権移譲も避けて通れないと考えているようである。

他方、欧州では、国内に人種、言語、歴史、伝統の異なった地域が存在する
ケースが少なからずあり、これらの地域が独自性を求めてそれらが属する国と
利害が対立する場面が増加している。いくつか例を見てみよう。

ベルギーでは、歴史的に民族、言語が違うオランダ語系のフラマン地域とフ
ランス語系のワロン地域が対立し、2010年6月の総選挙後には一年半もの間、
中央政府の内閣が存在しないという事態が生じた。それでも国が破たんするよ
うな状況にならなかつたのは、既にかんりの権限が中央から地方に移管さ

れていたことに加え、経済的な対外的関係はもとより安全保障等外交関係もかなりの程度 EU レベルで協調して行われる体制ができてきたことが、その背景にあると言われている。

英国のスコットランドでは、既に 1997 年に独自の行政府を持つことを選択し、自らの権限で決定できる分野は大幅に拡大している。独立派は、更に「スコットランド人の政治的・社会価値観は、イングランド等他の地域のそれとは異なる」と主張し、2014 年末に分離独立を問う住民投票の実施を計画している。この一方で、市民が抱く独立に伴う懸念を払拭すべく「分離独立後も EU に留まる」との主張もしており、EU の存在が独立の主張のセーフガードとなっている。

歴史的、言語的に特異な地位を占めもともと独立の気運が強いスペインのカタロニア州で、スペインからの独立を争点とする地方議会選挙が 11 月 25 日にあった。結果は、州議会の議席数 135 のうち 87 を独立志向政党が占めることとなった。最近におけるスペインの経済危機の下、カタロニア州自身債務問題で苦悩している中、スペインの GDP の 20% 近くを占める経済の強い地域として他地域への財政支援を強いられていることへの不満がこの背景にあると見られている。

これらの地域が実際に独立するような状況は、経済外交国防等さまざまな分野で難しい問題を惹起し現実的とは思われないが、地域がその独自性を主張し権限強化を図る動きは続きそうである。

EU に主権委譲する分野が拡大して行く一方、地域が独自に政策決定できる権限が増大してくると、EU 加盟国の主権国家としての地位、その役割は変わっていかざるを得ないと思われる。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>